

令和3年5月10日

第106回 神戸市個人情報保護審議会

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
住民基本台帳情報等の利用について

(福祉局)

神行住第186号
令和3年4月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長

久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：行財政局住民課

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの者の以下の情報

- ・住基個人番号
- ・区コード
- ・郵便番号
- ・住所（漢字・コード）
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日
- ・送付コード
- ・住民種別コード
- ・カナ氏名フラグ
- ・DV情報（DV支援種別・設定日・解除日）

神福保第 283 号
令和 3 年 4 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
生活保護受給者情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局保護課

こども医療費助成制度の拡充に伴う
制度案内事務及び受給者証作成事務に係る
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給者情報】

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの者の以下の情報

- ・住基個人番号
- ・区コード
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日

こども医療費助成制度の拡充に伴う 制度案内事務及び受給者証の作成について

1. 趣旨

こども医療費助成制度では、神戸市在住の0歳～中学3年生のこどもの保護者に対して医療費の助成を行っているが、さらに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和3年10月から高校生世代を新たに対象として加える。

2. 概要

対象を高校生世代まで拡大することに伴い、新たな対象者に対して、住民基本台帳情報及び生活保護受給者情報を利用し、令和3年7月に制度案内チラシを送付する。また、申請のあった対象者のうち、受給者証作成時点で資格要件を満たす者について、9月中に、10月1日から使用可能なこども医療費助成受給者証を交付する。

(1) 事務の流れ

①制度案内

ア 福祉医療システムにおいて、「平成15年4月2日～平成18年4月1日生」の住基情報及び生活保護情報を突合し、住基情報から福祉医療の対象外となる生活保護受給者データを除外する。

イ 既に他の福祉医療費助成（ひとり親家庭等医療費助成・重度障害者医療費助成）を受けている者を除外するため、アの情報と福祉医療受給者の情報を突合し、重複者を除き、対象者データを抽出する。

ウ 抽出した対象者データを委託業者に提供し、委託業者がチラシを作成・封入封緘し、対象者に送付する。

②受給者証作成

ア 申請のあった者について、住基情報・生活保護受給者情報・福祉医療受給者情報を突合し、資格要件を満たす者のみ受給者証作成対象者データを作成する。

イ 作成した受給者証作成対象者データを委託業者に提供し、委託業者にて受給者証を作成・封入封緘し、各区役所に納品後、各区役所から受給者に送付する。

3. 効果

対象者を的確かつ迅速に特定することができ、制度拡充の周知を効率的に行うことが可能となる。

4. 実施時期

令和3年6月	制度案内チラシのデータ作成テスト
令和3年7月	6月末現在の住基情報・生活保護受給者情報をそれぞれ抽出 制度案内チラシの対象者データ作成（突合、重複削除） 委託業者に対象者データを提供 制度案内チラシの発送 申請の受付開始

令和3年8月	受給者証のデータ作成テスト
令和3年9月	8月末現在の住基情報・生活保護受給者情報をそれぞれ抽出 受給者証作成の対象者データ作成（突合、重複削除） 委託業者に対象者データを提供 受給者証の発送
令和3年10月	新制度開始

5. 想定件数

住基対象者数	約 41,000 人
生活保護受給者数	約 1,200 人
福祉医療受給者数	約 4,000 人
送付対象者数	約 36,000 人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては職員証とパスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 新住記システムからのデータ提供は、外部インターネットと切り離された神戸市基幹系 NW 内で共通基盤を経由して行う。
- ③ データの突合処理については、神戸市基幹系 NW 内にある福祉医療システムで行い、外部からの不正アクセス防止、並びにコンピュータウイルスからの感染防止措置を図る。
- ④ 個人情報に係るデータについては、入退室制限を設けた本庁サーバ管理室に設置されている福祉医療システムサーバで一括管理する。また端末機については、内部記憶装置や外部記憶媒体への保存ができない措置を取る。

(2) 運用上の保護

- ① 福祉医療システムのサーバ等機器保管施設への入退室は、ID カードを所持した関係職員にのみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 生活保護受給者データの受領に当たっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USBメモリ等）を、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。受領データは速やかに福祉医療システム内の指定フォルダに格納し、電子記録媒体の内容は消去する。
- ③ 委託業者へのデータの提供に当たっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USBメモリ等）を、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。また、委託先では、施錠可能な保管庫等で管理し、業務終了後は速やかに返却する。
- ④ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去する。
- ⑤ 帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダー

や焼却処分など確実かつ速やかに破棄する。

⑥個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本業務の外部への委託については、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款等に基づき、次のとおり厳格に管理させる。

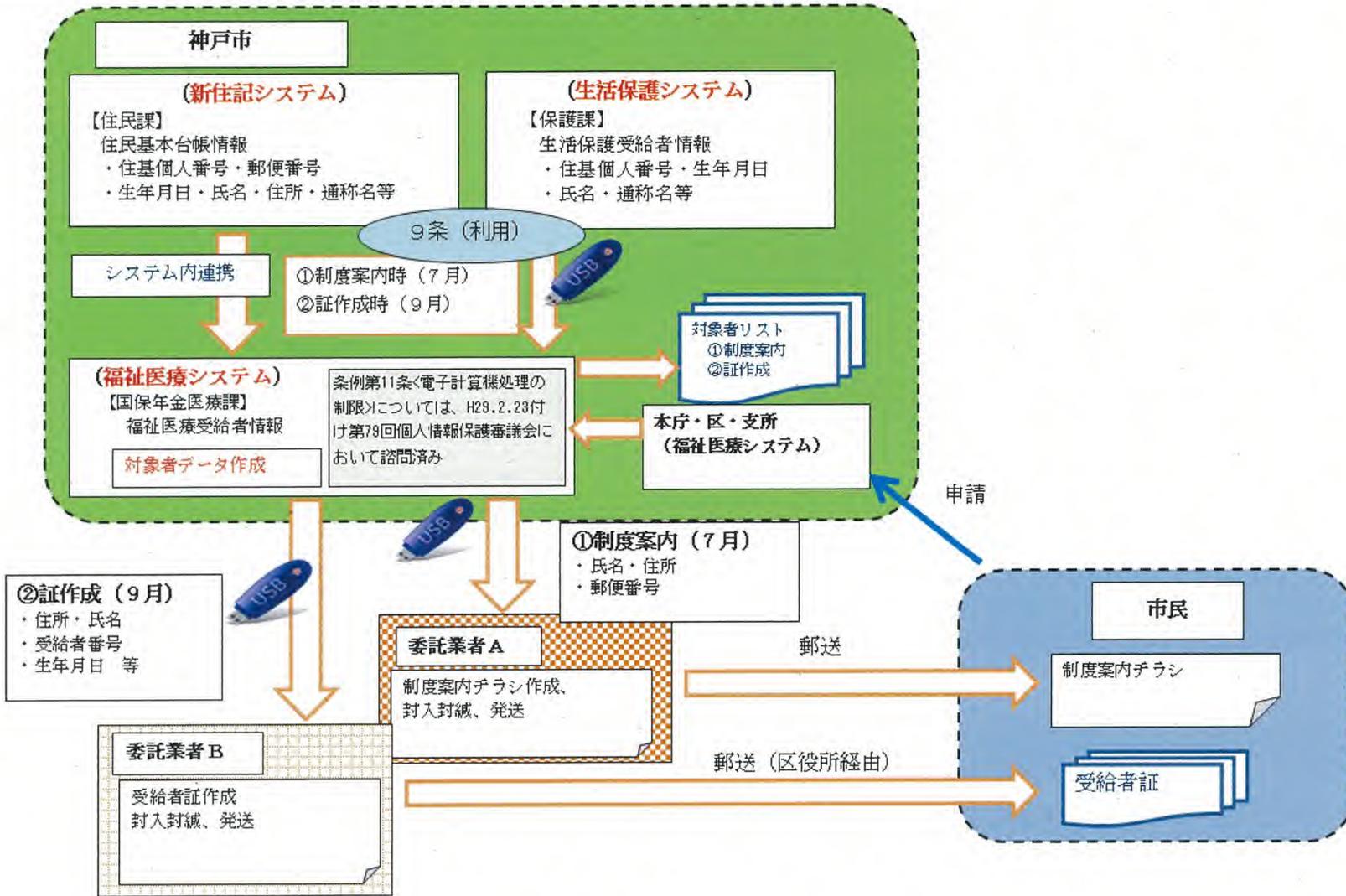
①委託業務に従事する者が、知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないよう必要な措置を講じさせる。

②委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させない。

③国保年金医療課から貸与された個人情報について、複写し又は複製させない。

④国保年金医療課から貸与された個人情報については、業務終了後はすべて国保年金医療課に返却させる。また、委託業務を処理するに当たって収集した個人情報については、業務終了後はすべて復元できない状態にして削除させる。

事業の流れ図



こども医療費助成制度の概要（参考）

こども医療費助成制度とは、神戸市内にお住まいのお子さまが医療機関にかかられたときに、医療費の一部を助成する制度である（全年齢所得制限なし）。医療機関でこども医療費受給者証を提示することで、保険診療の自己負担額（医療費の2割または3割）から以下の一部負担金を控除した金額を助成する。

<一部負担金（医療機関の窓口での支払い）>

○制度改正前（令和3年9月末まで）

年齢区分	0～2歳	3歳～中3	高校生
入院	無料		—
外来	無料	1医療機関・薬局等ごとに 1日400円を限度（2割負担）に月 2回まで（3回目以降無料）	—



◎制度改正後（令和3年10月～）

年齢区分	0～2歳	3歳～中3	高校生
入院	無料		無料
外来	無料	1医療機関・薬局等ごとに 1日400円を限度（2割負担）に月 2回まで（3回目以降無料）	—